

原規規発第 2105196 号
令和 3 年 5 月 1 9 日

関西電力株式会社
執行役社長 森本 孝 殿

原子力規制委員会

高浜発電所の発電用原子炉の設置変更（1号、2号、3号及び4号
発電用原子炉施設の変更）について

2019年9月26日付け関原発第239号（2021年1月26日付け関
原発第555号及び2021年2月26日付け関原発第598号をもって一部
補正）をもって、申請のあった上記の件については、核原料物質、核燃料物質及
び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の8第
1項の規定に基づき、許可します。